吸収分割に関する事後開示書面

（会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面）

2023 年 11 月 30 日

ライオン株式会社

日清食品株式会社

2023 年 11 月 30 日

吸収分割に関する事後開示書面

東京都台東区蔵前一丁目 3 番 28 号
ライオン株式会社
代表取締役兼社長執行役員　竹森　征之

大阪府大阪市淀川区西中島四丁目 1 番 1 号
日清食品株式会社
代表取締役社長　安藤　徳隆

日清食品株式会社（以下「承継会社」といいます。）及びライオン株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2023 年 5 月 9 日に吸収分割契約（以下「本件分割契約」といいます。）を締結し、2023 年 11 月 30 日を効力発生日として、分割会社が運営する通信販売サイト「ＬＩＯＮウェルネスダイレクト」で販売している四種類の製品（「腸まで届ける　ナイスリムエッセンス　ラクトフェリン」、「腸まで届ける　ナイスリムエッセンス　ラクトフェリン　葛の花プレミアム」、「腸まで届ける　ナイスリムエッセンス　ラクトフェリン　乳酸菌ＰＬＵＳ」及び「ナイスリムサポート　エラグ酸のチカラ」をいいます。）の製造販売事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を実施いたしました。

本件分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1.　吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2023 年 11 月 30 日

2.　分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1)　反対株主の差止請求手続について（会社法第 784 条の 2）

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 784 条の 2 但書の規定により、該当事項はありません。

(2)　反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 785 条）

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号及び同条第 3 項但書の規定により、該当事項はありません。

(3)　新株予約権買取請求手続について（会社法第 787 条）

分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号イロに掲げる新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っていません。

(4)　債権者異議手続について（会社法第 789 条）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2023 年 9 月 29 日付の官報に掲載する方法及び電子公告にて、債権者に対し公告を行いましたが、申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

3.　承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1)　反対株主の差止請求について（会社法第 796 条の 2）

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 796 条の 2 但書の規定により、該当事項はありません。

(2)　反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 797 条第 1 項但書の規定により、該当事項はありません。

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に従い、2023 年 11 月 8 日付書面により、その株主に対し通知を行っております。

(3)　債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2023 年 9 月 29 日付の官報及び日刊工業新聞に掲載する方法にて、債権者に対し公告を行いましたが、申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4.　本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件分割に基づき、分割会社が運営する通信販売サイト「ＬＩＯＮウェルネスダイレクト」で販売している四種類の製品（「腸まで届ける　ナイスリムエッセンス　ラクトフェリン」、「腸まで届けるナイスリムエッセンス　ラクトフェリン　葛の花プレミアム」、「腸まで届ける　ナ

イスリムエッセンス　ラクトフェリン　乳酸菌ＰＬＵＳ」及び「ナイスリムサポート　エラグ酸のチカラ」をいいます。）の製造販売事業に関する権利義務を承継しました。なお、吸収分割承継会社が、吸収分割会社から承継した資産及び負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：181 百万円

承継負債の額：－百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記（吸収分割による変更の登記）をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2023 年 11 月 30 日

6. 前各項に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上